



平成30年5月9日

各 位

会社名 日本ユニシス株式会社
代表者名 代表取締役社長 平岡 昭良
(コード番号 8056 東証第1部)
問合せ先 広報部長 澤上 多恵子
(TEL 03-5546-7404)

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（非業務執行取締役を除く）および執行役員、ならびに当社子会社であるユニアデックス株式会社の取締役および執行役員に対して、平成30年度の株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行については、平成30年6月27日開催予定の当社第74回定時株主総会に上程を予定している、当社取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

記

1. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

連結業績との連動性を明確にし、株価を通じたメリットやリスクを株主の皆様と共有するとともに、継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めるため、当社取締役（非業務執行取締役を除く）および執行役員、ならびに連結業績の成否に重要な役割を担う重要な連結子会社であるユニアデックス株式会社の取締役および執行役員に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行するものです。

この新株予約権は、当社の取締役および執行役員、ならびにユニアデックス株式会社の取締役および執行役員に対する報酬の一部（職位にかかわらず一律10%）につき、現金による報酬を支給することに代え新株予約権を付与するものであり、平成31年3月期の親会社株主に帰属する当期純利益が、期初計画値（12,500百万円）どおりに達成され、かつその他条件が満たされた場合を100%として計画達成率を算出し、その達成率に応じて、行使できる新株予約権の数を0～200%の範囲内で変動させることといたしますので、連結業績向上に向けた中長期インセンティブ報酬として相当なものであると考えております。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の付与対象者、その人数および付与する新株予約権の数

当社およびユニアデックス株式会社の取締役および執行役員に付与される新株予約権の数およびその目的である当社普通株式の総数（上限）ならびに付与対象者の人数は次のとおりとなります。

付与対象者	人数	付与される新株予約権の数 およびその目的である当社 普通株式の総数（上限）
当社取締役（非業務執行取締役を除く）※	5名	315個（31,500株）
当社執行役員	10名	366個（36,600株）
ユニアデックス株式会社の取締役および 執行役員（当社執行役員・従業員兼務者等 を除く）	9名	315個（31,500株）
合計	24名	996個（99,600株）

※当社取締役5名に対する本新株予約権に関わる報酬等の総額は、年額70百万円の範囲内とする

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合等、付与株式数を調整することが必要な場合は、合理的な範囲で付与株式数を調整することとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日における当社株価、行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された公正な評価単価に基づくものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けられることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成31年7月1日から30年間

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は業績評価期間である平成31年3月31日まで継続して、当社または当社子会社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあることを要する（死亡等による地位喪失の場合を除く）。

②新株予約権者は、当社または当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれかの地位にある間は、新株予約権を行使できないものとする。

③新株予約権者は、平成31年7月1日以降、新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過する日、または新株予約権を行使することができる期間の最終日のうち、いずれか早く到来する日まで、新株予約権を行使することができる。

(8) 新株予約権の割当予定日

平成30年7月中旬を予定。

(9) 新株予約権に関するその他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

以 上